

# 条例から見た自動販売機の立地規制に関する基礎研究\*

## On the location and design of vending machine by municipal ordinance \*

伊藤悠貴\*\*・大沢昌玄\*\*\*・岸井隆幸\*\*\*\*

By Yuki ITO\*\*・Masaharu OOSAWA\*\*\*・Takayuki KISHII\*\*\*\*

### 1. 研究目的と方法

人口減少・高齢社会の時代を迎えた今日、将来ビジョンをしっかりと描き、「子孫に誇れる美しい街」を次世代に引き継ぐことを真剣に考えることが重要な課題となっている。しかしながら、わが国の都市空間には多くの自動販売機が無秩序に溢れており、それが地域の街並みを落ち着きの無いものとしている一因であるとも考えられている。その一方で、この自動販売機は利用者にとっては非常に便利な施設であり、単純に全て撤去すれば良いというものでもないと思われる。また、都市空間における自動販売機の研究としては、伊藤・篠原らの研究<sup>1)</sup>の自動販売機の現状把握したものは確認できたが、自動販売機の都市空間におけるあり方を具体的に言及している研究は確認できなかった。今後の、都市空間において自動販売機と共存していくためには、現在どのような問題があるのかを分析することは、重要なことと考えられる。

そこで、本研究は、自動販売機の立地及びデザイン規制について言及している条例を全国レベルで、例規集より把握した上で、その集約を行い、カテゴリーを分類することにより、都市空間において自動販売機を考える上でどのようなことを考慮して行く必要があるのかを明らかにすることを目的とする。

条例の調査方法は、一般公開しているという理由から、全国の自治体のホームページ上にある例規集<sup>2)</sup>よ

り例規集内検索が可能なものに関しては、「自動販売機」というキーワードから条例を検索する。なお例規集内検索において自動販売機に関連する条例が抽出できなかった場合については、体系目次の「建築・土木」から自動販売機に関連しているであろうと考えられる「景観関連・防災関連・都市計画関連」等の条例から「自動販売機」というキーワードを入力し検索する。

### 2. 条例検索結果

全国の自治体の例規集を全て検索(899件)した結果、全国において自動販売機に関する条例を全部で30件抽出することができた。その詳細を表1(次頁)に示す。また、それぞれの、自動販売機に関する条例を集約した結果、4つのカテゴリーに分類することができた。その具体的な内容については、以下の通りである。

#### ①景観に関連する条例

全30件の自動販売機に関する条例の中で、24件が景観に関する条例であり、自動販売機が景観を乱す要因であるということがうかがえ、自動販売機を都市空間で考える上で重要な要素であると考えられる。その内容は色彩に関するものが多く、具体的に明記されているものは、三重県伊勢市「伊勢市景観条例」(自動販売機の外装の色彩は、茶系又は灰色系にするように指定)、京都府京都市「京都市市街地景観整備創生条例」(自動販売機の設置に関して5項目の規定を定めている)、島根県松江市「松江市景観条例」(色彩指定はないが、自動販売機を外壁部・商品窓の内部パネルに細かく分けてそれぞれを規制)、沖縄県石垣市「石垣市景観地区条例」(外壁部の色彩をアイボリー又は、ベージュに指定し、光量についても配慮ではあるが記載されている)の4件のみであり、残りの条例では、「色彩を周囲と調和するように努める」といった表記にとどまっているものがほとんどであった。

#### ②福祉に関連する条例

福祉に関する自動販売機の条例としては、宮城県仙台市「仙台市ひとにやさしいまちづくり条例」、岡山県「岡山県福祉のまちづくり条例」、岡山県津島市「ひとにやさしいまちづくり条例」の3件が確認された。内容としては、「自動販売機を身体障害者等が円滑に利用で

\*キーワード：自動販売機、景観、都市デザイン

\*\*学生会員、日本大学大学院理工学研究科土木工学専攻  
(東京都千代田区神田駿河台1-8 日本大学理工学部土木  
工学科都市計画研究室、TEL:03-3259-0691

E-mail:csyu09004@g.nihon-u.ac.jp)

\*\*\*正会員、博士(工学)

日本大学理工学部土木工学科専任講師

(TEL:03-3259-0679

E-mail:moosawa@civil.cst.nihon-u.ac.jp)

\*\*\*\*フェロー会員、博士(工学)

日本大学理工学部土木工学科教授

(TEL:03-3259-0679

E-mail:kishii@civil.cst.nihon-u.ac.jp)

きる構造にすること」といったように自動販売機の構造そのものを指定しているといったものであった。しかし、どの条例にも具体的に、どのような構造にするのかといった内容までは明記されていなかった。

### ③防災に関連する条例

防災に関する自動販売機の条例としては、埼玉県「埼玉県震災予防まちづくり条例」、岡山県「岡山県防災基本条例」の2件が確認された。内容としては、「据付方法（原則として固定器具により脚部を固定）、耐震性（設計用水平震度 KH=0.4、設計用鉛直震度 KV=1/2KH）、据付面（十分つき固めた地盤を造った上に、コンクリートを打設した平坦な据付面とする）といったJIS規格<sup>3)</sup>を満たす構造のものを設置し、原則として自動販売機を定期的に点検するよう努める」といったように具体的にどのような構造のものを設置しなければならないかが明記されていた。

### ④環境に関連する条例

今回「長野県地球温暖化対策条例」として、「自動販売機を設置する際に、設置する者は、温暖効果ガスの排出の規制等に関する計画を定めなくてはならない」といった、環境に配慮した自動販売機の規制が一件確認された。自動販売機は、現在全国に約255万台あり、その年間消費電力は、約34億kWh(2009年)にもなり、環境に対しての負荷が大きいと言われている<sup>4)</sup>。そのため、自動販売機を環境面から規制する条例は、環境について関心が強まっている現代において有益な自動販売機規制となってくると考えられる。

## 3. まとめと今後の課題

本研究において、全国の自動販売機についての条例について調査した。その結果、規制内容のほとんどが景観に関する条例であった。このことから、自動販売機が景観に与える影響が大きいという意識が強く、今後、都市空間において自動販売機を考える際には、景観に配慮することが都市空間において、自動販売機との共存を考える上で必要であるのではないかと考える。また、自動販売機に関する条例には、曖昧な表記のものが多く、自動販売機を規制する上で、設置している側（管理している側）の意識向上が重要であると考える。

今回は、条例のみを調査したが、地区計画レベルでは、さらに詳細な自動販売機の規制がなされていてと予想されるため、地区計画レベルでの規制状況についても調査する。また、自動販売機を規制している条例がある自治体に対し、なぜ規制をするに至ったのか、条例ができたことによりどのように改善されたか等についてアンケートを行い、自動販売機が規制されるまでのプロセスを追い、今後自動販売機を規制したいと考える自治体へ情報提供するための基礎資料を作成したいと考えている。

### 引用・参考文献

- 1)伊藤晃之・篠原修：街路空間における自動販売機の実態とその分析、日本都市計画学会学術研究論文集、NO.26, pp805-810, 1991
- 2)全国条例データベース：http://joreimaster.leh.kagoshima-u.ac.jp/
- 3)JIS規格：自動販売機の据付基準
- 4)一般社団法人日本自動販売機工業会：<http://www.jvma.or.jp/kankyoindex.html>

表—1 全国における自動販売機に関する条例

都道府県	市町村	条例	規制内容
宮城	仙台市	仙台市ひとやさいまちづくり条例	第7条 市長は、福祉整備を促進するため、公益的施設の種別に限り、規則でその構造、設備等に関し必要な整備基準(以下「整備基準」とい。)を定めなければならない。(公園内において自動販売機は、身体障害者等が円滑に利用できる構造とする。)
茨城	牛久市	牛久市景観まちづくり条例	第3条 法第16条第5項の規定による国の機関又は地方公共団体が同条第1項の届出を要する行為をしようとするときは、景観計画区域内における行為の通知書(自動販売機の設置物等の設置に当たっては、建築物や周辺地域の景観との調和に配慮したものを提出して行うものとする。)
群馬	高崎市	高崎市景観条例	第4条 景観法施行規則第16条第1項第1号の10号、以下「省令」とい。)第1条第1項に規定する景観法(平成16年法律第110号、以下「法」とい。)第16条第1項の規定による行為に係る届出書は、景観計画区域内行為の変更届出書(様式第1号、以下「届出書」とい。)とし、次に掲げる届出書を添付し、正副2通を提出するものとする。(届出書内は、設計上考慮したチェックする項目あり)
埼玉	埼玉県	埼玉県震災予防まちづくり条例	第17条第3項 自動販売機の所有者または、管理者は、地震に対する安全性を確保するため、規則で定めるところにより当該自動販売機を設置するとともに、定期的に点検し、その故障を防止するよう努めなくてはならない。
	東京都	東京都景観条例	第11条 法第16条並びに第9条及び前条の規定に基づき届出の対象となる行為は、別表のとおり大規模届出対象行為及び小規模届出対象行為とする。(自動販売機彩色数制限項目あり)
	静岡県	静岡県景観条例	第18条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令(第四号に掲げる行為にあっては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。)で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施工方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。(福井市景観計画区域の自動販売機を工作物として届出を出す)
長野	長野県	長野県地球温暖化対策条例	第32条 飲食物を提供する自動販売機の設置又は管理をする事業者の事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制等に關する計画(以下「排出抑制計画」とい。)を定めなければならない。
	新潟県	新潟県景観条例	第12条 景観法施行規則第16条第1項第1号の10号、以下「省令」とい。)第1条第1項に規定する景観法(平成16年法律第110号、以下「法」とい。)第16条第1項の規定による行為に係る届出書は、景観計画区域内行為の変更届出書(様式第1号、以下「届出書」とい。)とし、次に掲げる届出書を添付し、正副2通を提出するものとする。(届出書内は、設計上考慮したチェックする項目あり)
	新潟市	新潟市景観条例	第18条第1項 自動販売機のうち、国道及び県道に隣接する場所に設置又は更新されるものについては市長は、届けるべき事項(台数・仕様・色彩)について報告を求めることができる。
	福井市	福井市景観条例	第8条 歴史的景観重要道路沿いの敷地で、通りから見通せる箇所に自動販売機を設置するものは、市長に届け出をしなければならない。
	名古屋市	名古屋市景観条例	第16条 景観法第18条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令(第四号に掲げる行為にあっては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。)で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施工方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。(福井市景観計画区域の自動販売機を工作物として届出を出す)
	豊田市	豊田市景観条例	第16条 法第16条第1項に規定する届出は、規則で定めるところにより行うものとする。(自動販売機を工作物と指定)
	近江八幡市	近江八幡市景観条例	第7条 自動販売機の所有者は、土地及び建築物等が景観を構成する要素であることを認識し、その利用等に当たっては、風景づくりに貢献するものとなるよう努めなくてはならない。
	伊勢市	伊勢市景観条例	第25条 法第16条第1項に規定する景観法区域内における工作物の形態変更は、規則で定められた制約の範囲(以下「形態変更の基準」とい。)に適合するものでなければならない。(自動販売機の外装の色彩は、茶系系又は灰色系とする。)
	奈良県	奈良県景観条例	第17条 知事は、景観計画の区域内において、良好な景観の形成を図る上で支障があると認められる工作物を所有し、又は管理する者に対し、景観形成基準に配慮し、良好な景観の形成を図るために必要な措置を講ずるよう求めることができる。
	京都市	京都市景観条例	第11条 近景デザイン保全区域又は遠景デザイン保全区域内において、建築物等の建築等しようとする者は、別に定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。(自動販売機について彩色台数を記入する項目あり)
	京都市	京都市市街地景観整備条例	第11条 景観法第18条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令(第四号に掲げる行為にあっては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。)で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施工方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。(福井市景観計画区域の自動販売機を工作物として届出を出す)
	兵庫県	景観の形成に関する条例	第10条 歴史的景観形成地区又は住宅街等景観形成地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を事前に届け出なければならない。(屋外における自動販売機の設置)
	岡山県	岡山県防災基本条例	第29条第3 ブロッカー、広告看板その他の工作物及び自動販売機(以下この項において「工作物」とい。)の設置者は、当該工作物の耐震性を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、災害発生時の安全性を確保するため、当該工作物を定期的に点検し、必要に応じ、補強、撤去その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。
	岡山県	岡山県景観まちづくり条例	第11条 景観法第18条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令(第四号に掲げる行為にあっては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。)で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施工方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。(福井市景観計画区域の自動販売機を工作物として届出を出す)
	倉敷市	倉敷市景観条例	第20条 前条第1項の規定により景観形成重点地区を指定しようとするときは、市長は、景観計画に当該地区の景観形成方針及び景観形成基準その他必要な事項を明示した「景観形成計画を定めるなければならない。第3項の景観形成基準には、前項で定めた景観形成方針に基づき、次に掲げる事項のうち、必要と認められるものを定めるものとする。(自動販売機の設置及び形態変更)
	津山市	ひとやさいまちづくり条例	第36条 信号機、公共電話ボックスその他の公共に供する工作物(自動販売機含む)で規則で定めるところを設け、又は管理する者は、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにその整備に努めるものとする。
	米子市	米子市景観条例	第18条 景観法第18条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令(第四号に掲げる行為にあっては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。)で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施工方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。(景観形成重点地区の自動販売機を工作物として届出を出す)
	松江市	松江市景観条例	第31条ク 自動販売機の外装の部分の色彩は、周辺との調和を図り、自然素材にて修繕措置を行うが、周辺景観に即した色彩とする。
	松江市	松江市景観条例	第31条ケ 自動販売機の外装部への絵、写真、その他これらに類するもの書き込み、貼り付けなどを行わない事。
	松江市	松江市景観条例	第31条コ 自動販売機の商品窓の内部パネルの色彩は、外装の部分と調和する落ち着いた色彩とする。
	松江市	松江市屋外広告物条例	第8条 許可地域のうち、伝統的町並み景観又は自然景観を保全し、又は形成することが特に必要な次に掲げる区域(以下「景観保全型広告整備区域」とい。)において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするときは、規則で定める広告物景観形成基準に適合しなければならない。(文化・文藝関係保存地域において、自動販売機への掲出)
	長崎県	長崎県未来につながる環境を守り育てる条例	第77条 屋外に自動販売機を設置しようとする者は、その設置する自動販売機が周辺の景観と調和するように努めなければならない。
	中津市	中津市景観条例	第11条 景観法第18条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令(第四号に掲げる行為にあっては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。)で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施工方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。(福井市景観計画区域の自動販売機を工作物として届出を出す)
	石垣市	石垣市景観条例	第4条 観音堂地区景観形成地区は、外装部(文字以外の部分)の地の色は、アイボリー又は、ベージュとする。ただし、調子等の目出しつけたものについては、この限りではない。光量できるだけ抑えて夜間の良好な環境に配慮すること。
	石垣市	石垣市風景づくり条例	第7条 自動販売機の所有者は、土地及び建築物等が景観を構成する要素であることを認識し、その利用等に当たっては、風景づくりに貢献するものとなるよう努めなくてはならない。

景観に関する条例

福祉に関する条例

防災に関する条例

環境に関する条例